

第3回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：平成30年3月19日（月）14：00～16：00

会場：与野本町コミュニティセンター 第3・第4集会室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 次期障害者総合支援計画について
 - (2) 障害者が直面しているコミュニケーションに係る課題について
 - (3) 誰もが共に暮らすための市民会議について
 - (4) 地域生活支援拠点等の整備について
- 3 その他
 - (1) 平成30年度予算の概要について
 - (2) 埼玉県における重度心身障害者医療費支給事業の変更点について
- 4 閉 会

配布資料

- ①第3回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②第3回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③資料1 さいたま市障害者総合支援計画について
- ④資料2 「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対する意見募集結果
- ⑤資料3 さいたま市障害者総合支援計画
- ⑥資料4 障害者が直面しているコミュニケーションに係る課題について
- ⑦資料5 さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議について
- ⑧資料6 さいたま市地域生活支援拠点整備について
- ⑨資料7 平成30年度予算案の概要（障害福祉関係予算抜粋版）
- ⑩資料8 埼玉県における重度心身障害者医療費支給事業の変更点について
- 追加資料 さいたま市聴覚障害者協会からの意見書等

出席者

委 員・・・平野委員長、荒井委員、今川委員、岡田委員、梶本委員、小島委員、斎藤委員、高濱委員、滝澤委員、長岡委員、中野委員、山崎委員、横島委員
事務局・・・障害政策課長、障害支援課長、障害政策課課長補佐兼施設整備係長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害支援課課長補佐兼審査指定係長、障害支援課地域生活支援係長、障害支援課自立支援給付係長、健康増

進課、こころの健康センター、疾病予防対策課、精神保健課、ひまわり学園育成課長、指導 1 課特別支援教育室、障害政策課

欠席者

委員・・・河崎委員、鈴木委員、田口委員、遅塚委員、比嘉委員、星委員、宮部委員

傍聴者の数 6名

開 会

(平野委員長)

それでは、定刻となりましたので、第3回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。

まず、本日の委員の出席状況ですが、出席委員 13 名、欠席委員 7 名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方 6 名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可することのご了解をお願いいたします。

(委員一同 了承)

(平野委員長)

それでは審議に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

はい、障害政策課長の高島と申します。それでは、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。

- ① 第3回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第3回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 資料 1 さいたま市障害者総合支援計画について
- ④ 資料 2 「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対する意見募集結果
- ⑤ 資料 3 さいたま市障害者総合支援計画

- ⑥ 資料 4 障害者が直面しているコミュニケーションに係る課題について
- ⑦ 資料 5 さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議について
- ⑧ 資料 6 さいたま市地域生活支援拠点等の整備について
- ⑨ 資料 7 平成 30 年度予算案の概要について ～障害福祉関係予算抜粋版～
- ⑩ 資料 8 埼玉県における重度心身障害者医療費支給事業の変更点について

追加資料といたしまして、横島委員から「2018 年 3 月 19 日 さいたま市障害者政策委員会各位 さいたま市聴覚障害者協会会長 川津雅弘、申出者 横島義博委員」という資料が配布されています。

以上でございます。皆様、不足等はありませんでしょうか。

また、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

はい、それでは議題に入らせていただきます。

お手元の資料の次第をご覧ください。初めに議題（1）次期障害者総合支援計画について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、障害政策課の鈴木と申します。

それでは、議題の 1 点目、次期障害者総合支援計画についてご説明いたします。まず、計画策定の経過についてでございますが、前回、1 月 23 日に開催いたしました第 2 回障害者政策委員会におきまして、計画案のご確認をいただき、皆様からご意見をいただいたところでございます。貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご意見を踏まえまして、市の方で最終的な確認を行った上で、2 月に市長に報告を行い、計画を策定いたしました。

本日配布しました資料は 3 点ございまして、まず 1 点目が資料 1 さいたま市障害者総合支援計画について、2 点目が資料 2 「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」に対する意見募集結果、3 点目の資料 3 は策定した計画でございます。この計画につきましては、現在、音声読み上げコードの作成を含めて最終的な製本の作業を行っており、本日は会議用の資料としてお配りしております。後日、製本でき次第、皆様にお配りさせていただきたいと存じますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

本日は、第 2 回障害者政策委員会におけるご意見を踏まえた修正点について、ご説明させていただきます。なお、計画の概要等につきましては、これまでの会議においてご

説明させていただいておりますので、本日改めてのご説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、資料1に沿ってご説明をさせていただきます。資料3の該当ページもご案内させていただきますので、必要に応じて参照いただければと存じます。

まず、計画の体系についてですが、資料3の計画書では50ページになります。

第2回障害者政策委員会におきましては、「障害者基本計画に倣い、計画の基本目標とノーマライゼーション条例との関係性を明確にすべき」とのご意見をいただきました、この点につきましては、計画案を修正し、各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しております。

次に、福祉人材の確保についてでございます。計画書では81ページになります。

前回の委員会では「人材確保について検討部署の立ち上げや施設職員へのアンケート等を通じて課題の整理を行い、取組を進める必要がある。」とのご意見をいただきました。この点につきましては、現時点で具体的な取組内容を記載することはできませんが、計画案を修正し、障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援について検討を行った上で取組を進めるということを明記しております。

次に、ICTの利活用についてでございます。計画書では84ページになります。

前回の委員会では「ホームページによる情報提供に当たって、具体的にJIS規格に基づくことを記載すべき」とのご意見をいただきました。この点につきましては、日本工業規格JIS X 8341-3に基づいてホームページによる情報提供を行うことを明記し、計画案を修正しております。

次に、自主製品販売事業の活性化についてでございます。計画書では87ページになります。

前回の委員会では、「前回の案に記載されていた月額工賃の目標が設定されていない。」とのご意見をいただきました。この点について、現行計画では障害者就労施設における平均月額工賃を設定していましたが、次期計画では自主製品販売事業の事業進捗を直接的に把握するための成果指標を設定しております。なお、就労支援施策全般として、適切な工賃が確保できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、障害者の危機対策についてでございます。計画書では96ページになります。

前回の委員会では、「個別避難支援プランに関する記載がないが、プランの作成を推進することは重要であり計画に記載すべき」とのご意見をいただきました。

次期計画におきましても、自主防災組織、自治会、民生委員による個別避難支援プランの作成を推進するため、計画案を修正し、その旨の記載をしております。

次に、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築についてでございます。計画書では104ページになります。

前回の委員会では、「退院支援だけでなく在宅で生活している方に対する支援にも取り組むべきである。」、また、「スキルの高い医療チームとつながって訪問支援（アウト

リーチ事業)を推進すべきである。」、さらに「システム構築に当たっては、家族支援という視点も入れるべきである。」といったご意見をいただいております。この点につきましては、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に当たっては、退院支援だけでなく、アウトリーチ事業をはじめとした在宅支援に取組み、家族支援の充実が実現できるよう医療機関等と連携した取組を進めることとしまして、計画案を修正し、家族支援の充実に関して追記しております。

最後に、第2章の各論部分の各実施事業の成果指標について、「現状よりも低い目標が設定されている。」とのご意見をいただいております。この点につきましては、ご意見を踏まえまして、記載方法や成果指標について、全般的な見直しを行い、計画案を修正しております。

以上が、第2回障害者政策委員会におけるご意見を踏まえた、修正点についての説明でございます。

続きまして、資料2はパブリック・コメントの結果でございます。前回の委員会では、いただいたご意見の紹介のみでございましたが、本日は、いただいたご意見に対する市の考え方及び修正等の対応について記載したものをお配りしております。ご意見を踏まえて修正をした個所は網掛けをしております。内容につきましては、先ほどご説明いたしました修正点や、前回の委員会におきましてご説明させていただきました修正内容と重複するため、改めてのご説明は割愛させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、本計画には資料編として、資料3の133ページからになりますが、計画の根拠の一つである「ノーマライゼーション条例」の全文を掲載しております。また、147ページから、この障害者政策委員会の条例、150ページには障害者政策委員会委員の構成、本計画の策定経過につきましては、151ページに記載しております。

計画の策定に当たりましては、障害者政策委員会の委員の皆様大変熱心にご審議いただいたこと、特にワーキンググループにもご参加いただいた委員の皆様改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

また、計画の策定過程で、パブリック・コメントや市民会議等におきましては、事業実施に当たっての具体的なご意見も数多くいただきました。

計画に掲げた事業の実施に当たりましては、こうしたご意見を踏まえて、しっかりと実行できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

この議題は確認ということになると思いますが、お手元の資料2、パブリックコメン

トで、最後のページに書いてありますが、91名から170項目のコメントが寄せられたということでございます。それに基づいて16か所を修正したということです。それをもとに前回の委員会で議論をしていただき、資料1にあるようにご意見をいただき、さらに修正をし、市長の決裁を受けて、最終的に資料3の計画が正式な市の計画として4月からスタートすることになります。今後、政策委員会としては進捗状況をチェックすることが役割となっていきます。何か確認しておきたいことはございますか。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。お礼が1点、情報共有が1点、報告が1点あります。

まず、1点目のお礼です。パブリックコメントの1つ1つの意見に対して、このように市の考え方をていねいに記載していただいたことに、心からお礼申し上げます。それから、障害者の就労のところで、「障害特性に合わせた就労支援を行う。」「県や国の機関と連携して就労支援を行う。」ということを経営にに入れていただいたこと、一般就労をしている視覚障害者の長年の思いでした。本当にありがとうございます。

2点目、情報共有です。2020年の春に国際連合の障害者権利条約委員会の審査が日本政府に対して行われる予定です。この審査で委員からの質問が集中する項目の一つに、権利条約第27条の雇用と労働というものがあります。ですから、さいたま市の職員採用のご担当部局にも情報共有いただけたら大変ありがたいと思います。これは情報共有なので事務局からのご回答は必要ありません。

3点目、報告です。前回1月の障害者政策委員会を受けて、3月16日に、さいたま市障害者総合支援センターの就労ご担当、障害支援課職員、荒井で視覚障害者の就労支援について、3つの点について話し合いを行いました。まず1点目が、仕事をしている視覚障害者の多くが、就労に関する相談なのに間違えて福祉の窓口で相談に行っています。その場合は、各区役所支援課、障害者総合支援センターの就労ご担当に、まず「あなたは今働いていますか。」という質問をしていただく。「働いています。」という答えであれば、「どこで働いていますか。会社ですか、作業所ですか、自営ですか。」ということを知って、本人が「会社です。」と答えたら、埼玉県障害者職業相談センターにつなぐ、というフローをこれから作成する方向で進めていくことになりました。

2点目です。実際に働いている視覚障害者の姿を見ることで、県や国の機関につなぐ支援というのがどういうゴールになるかわかります。ですので、ご担当の方の業務に支障がない範囲で、東京都内などの視覚障害者の職業訓練校の発表会などを見に行ってみようということになりました。

3点目です。視覚障害者の現状が変わっています。先天性の視覚障害の方よりも、働いている途中で視覚障害になってしまう方が増えました。また、一般事務職で働く視覚障害者も増えました。ですので、今の状況を知るために、国立リハビリテーションセンターなどにアップデートな情報を照会しに行つてはどうかとご提案をしました。こちら

は検討するということになりました。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。荒井委員のご意見を補足いたしますと、1点目は意見を計画に反映してもらったということへのお礼です。2点目は平成24年に障害者権利条約が日本でも発効しました。国連から、条約に批准した国に何年かに1度チェックが入ります。荒井委員がおっしゃったように2020年にチェックが入るのですが、そこで問題になるのが雇用の問題です。日本の障害者雇用はかなり制限されているので、国際的な評価機関から障害者雇用の取組状況について審査があると思われます。さいたま市の計画でも障害者の就労支援というのがありますので、今のうちから検討を進めてほしいということですね。民法の規定も見直しがあって、欠格事項の見直しの議論が始まっています。障害があるとこういう資格が取れないとか、なれないというのがありますが、この見直しがある関係で多分公務員の関係も変わるのではないかと思われます。今の法律だと欠格事項にあたるということもありますが、こちらについては、これから人事当局でさらに議論を進めていただきたいということだと思われますので、人事当局に伝えておいてほしいと思われます。

最後は職業、障害者雇用支援の関係ですね。フローチャートを作ったり、先進的な地域の情報を得ることや、国立リハビリテーションセンターの情報を得るということですね。ほかはどうでしょうか。

はい、それではよろしいでしょうか。計画はこれでできましたので、これをどう具体化するのか、どう実現するのかという議論をしていきたいと思われます。

それでは議題の(2)ですが、前回の政策委員会でも少し議論をしましたが、横島委員から、コミュニケーションに障害のある方の支援をどうするのか話し合っしてほしいということで、次回にもう少し問題提起をして議論をしようということになっていました。まず横島委員から本日提出資料がありますので、これに基づいてお話しただいて、コミュニケーションに係る問題は聴覚に障害がある方はもとより、様々な障害のある方においてご意見等あるかと思われます。では横島委員、よろしいでしょうか。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島です。今回は時間をとっていただきましてありがとうございます。追加でお配りした資料も含めてご説明したいと思われます。まず、追加資料ですが、全国手話言語市区長会の入会の状況が書いてありますが、ここにさいたま市は入っておりません。ぜひ加入していただきたいということが1点でございます。

また、資料の記載に間違っているところがあります。3の埼玉県内の手話言語条例制定(自治体)ですが、4に記載があります手話言語条例(検討中または準備会)という

ところにある越谷市と上尾市が成立したという報告がございましたので、3の県内17地域に2つ加えていただき19地域になります。

続きまして、手話言語条例についての資料になりますが、3年前の政策委員会で、前任の川津会長から出させていただいた意見書がございます。こちらが3年間議論にならなかったことをまず問題提起したいと思います。現状、市民の皆さんにとって聴覚障害者を見た目で判断するという事は難しいことです。おそらく障害者だと思われていないでしょう。聴覚障害者であれば手話通訳がつくのだろう、助けてもらっているだろうという感覚をお持ちの方も多いと思うのですが、これには大変な苦勞の歴史がございます。世界ではイタリアのミラノで1800年代に聴覚障害児には手話がいいのかどうか、聞こえる人たちが話をしたことがあったそうです。200年ぐらい前から差別というか、聞こえる人たちが私たちの教育を主導してきたというのが元々の発端としてあったわけです。その前から身振り手振りで発展してきた私たちの文化が、ミラノ会議によって変わってきてしまった。歴史的には、紆余曲折があった我々のコミュニケーション保障でした。自分がこうして生活していて、手話はどうしても必要な言語なのです。皆さんは音声言語なしでは生きていけない社会に今いらっしゃいますよね。それと同じことを要求していくということが必要なのです。聴覚障害児の教育に関して申し上げれば、手話を禁止されていた時代がずっとございました。そうしますと、文章がうまくなると思われ方も多いと思いますが、それは不可能です。手話も覚えられていないのに文章が覚えられるはずがありません。そういった教育の部分でも差別的な教育を受けてきたといっても過言ではないので、そういった歴史も含めて国民の皆さんには知っていただきたいというのが我々の要望です。そして現在、ノーマライゼーション条例の中に情報コミュニケーションの部分がございますけれども、実はこれでは不十分だと考えております。法律的にも手話言語法ということで成立させようという運動を考えております。情報コミュニケーションを獲得するということでございましたら、ノーマライゼーション条例でも確保できる部分はございます。けれども、手話の歴史や普及といったことを考えていきますと、このノーマライゼーション条例では不足するということが私どもの考えでございます。

本日お配りしていただきました資料4です。こちらでノーマライゼーション条例について抜粋があり、真ん中のところに各項に対応した障害者総合支援計画の施策が書いてあります。まず第1項のところの手話通訳者及び要約筆記者というところがありますけれども、手話通訳者の設置ということが行われていまして、今10区の区役所に全て設置があります。それから24時間の派遣制度も実は行われているところもありますので、この部分については、そういうふうな理解でお願いしたいと思います。通訳の派遣の時間は、現状通訳派遣の時間というのは朝の8時から5時くらいまでというふうになっていますが、夜間については、実は通訳派遣が難しい現状でした。ところが、万が一何かあったとき、どうするかということで、119番通報に限って通訳派遣が少しずつ実現し

ている現状ではありますので、お話ししておきます。

(平野委員長)

ありがとうございました。今、横島委員の発言で何か質問や確認はありますか。

(高濱委員)

花まるグループの高濱ですけれども、今回計画に載せ切れなかったのですが、私が主張したのは、時代がものすごい勢いで変わり、つい1カ月前に東京のある方が言っていたのは、聞こえない方と手話ではなくてスマホを置いて話せば同時通訳で勝手に言語が漢字の変換も含めて出てくれるから、今そういう時代だと。むしろ手話よりもそちらのほうに未来があると。そういう仕組みを整えるというふうにしていくほうが、よいのではないのでしょうか。間違いなく未来というのはそちらだと思います。その長期ビジョンが見えないと、この50年これで生きてきたけれども、1年間で総替えになるという時代になると思われます。

例えば、今日聞いた話ですけれども、今日会ったある19歳の青年は、マサチューセッツ工科大学が、何歳であれ、マサチューセッツ工科大学が無料で出している教育を、ウェブ上で自分で読み込んでテスト的なものに合格するとか審査を受ければ、学士の部分は通過して大学院に何歳からでも入れるという仕組みをつくっているの、僕はそれでやっているのですとおっしゃっていました。まさに今はそういう時代です。

あつという間にもものすごい勢いで今までの形が崩されて、そこに追いつかないと話にならない時代が来ているので、今までの仕組みがこうだったとか、全部総替えになる時代が来るのが見えている中で、今まさに聞こえない方だからこそ、そういうICTのことをどんどん伝えていただけるとよろしいのではないかでしょうか。手話は手話でやるべきだと思いますけれども、そちらのほう为本命ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(横島委員)

ご意見とてもよく分かります。現状のろう教育と昔の教育は全く違っていると思います。先程お話ししたように、昔は手話禁止ということが続いていた時代というのが確かにありました。それが10年前に変革しまして、それはやはり私たち当事者団体が訴えてきた結果というところもありまして、やっと教育部門でも手話の普及ということを推進しはじめているところがあります。

ただ、現在、高齢でその教育を受けてしまった人たちというのは、まだ社会の中に生きていらっしゃいます。その方々はスマホはまだ使えません。もちろん若い人たちには情報共有が一番いいと思うのですが、やはり高齢対策、高齢者がどういうふうな教育を受けてきたか、それにあわせて社会の支援を考えていく必要性はあるかなと思います。

年配の人たちは筆談すら、文章すら十分に学ばなかった時代に教育を受けてきましたので、まず難しいと。それから手話でないと逆に難しいというふうに限定されている方も中におられるので、そのあたりをちょっと重視したいなと思います。ありがとうございました。

(今川委員)

一般公募委員の今川です。質問ですけれども、さいたま市が手話言語条例を制定しないといえますか、制定に至らなかった一番の理由というものは、どういったものになるのでしょうか。

(横島委員)

今のご質問、3年前にその話も含めてお話しをしたのですが、政策委員会としては、ちょっと議論なさらなかったといえますか、私は委員ではなかったものですから、ちょっとその経過は分からないのですが。そのあたりは逆に、どうでしょうか。清水市長に出されたのかどうか。それを市長の考え方でやらないのか、そのあたりは分かりません。もし何かあれば教えていただきたいと思いますが。

(平野委員長)

ちょっとこれは、今後の議論の進め方も含めてこちらからお尋ねしたいと思いますが、まず条例というのは市の規則ですね。条例はどこで決めるのかというと、地方自治法で議会で決めるとなっているわけですね。その条例を提案できるのは市長か議員です。ですから、この委員会でこういう条例をつくりましょうということはちょっとなじまないのかもしれないです。

前回ノーマライゼーション条例を策定したときには、条例を提案できる市長から、この政策委員会に条例を提案したいけれども、中身はどういうふうにすればいいのかと、こちらのほうに振られたわけですね。振られたので、ここで話し合っ、て、こういうものを策定してはどうですかという形で市長にお出しして市長が提案したわけです。これは諮問だったわけです。この委員会で条例をどう作るかとか、どうやるということの議論はここでなじまないという判断でした。

もし、ここでやるとすれば、この委員会の持っている機能は勧告というものです。今こういうのがさいたま市の中で遅れているから、こういうふう、に、こういうのを考えてくださいというのが市長に対して言うことですね。最初から条例ということではなくて何が困っているのか、何が必要なのか、どうすればいいのか、その答えとして条例が出てくるということはあると思いますけれども、最初から条例にというのは、それだと本来の議員の仕事や市長の権限を、侵すといっ、てはおかしいですけれども、そうなるので、政策委員会のスタンスとしては、そういう議論をしましょうと。議会でも

ないこの場で、条例をどうするかという議論はしないようにしましょうという流れになったということです。

ですから、聴覚障害者の手話の問題をないがしろにするつもりは全くありませんけれども、ただ、この政策委員会というところは、市長から言われればやりますけれども、先程から話しているとおりに、条例を議論したり、何かのかたちでこちらから条例をどうしましょうと、それは議会でやってもらう話だということで、障害者も困っているということは別で話し合ひましょうと。その中で結果として、どういうことをしてくださいということは市長には提案できるけれども、条例を前提に議論してしまうのはおかしいということです。

一つこれは仮定の話ですけれども、これは実際にこうだというわけではないですが、むしろ仮にこの委員会で条例は要らないと決定してしまったら、それはおかしくなってしまう。条例を提出する権利を奪ってしまうことになりますから。それを考えて条例の議論よりも、何が必要でどうすればいいかを議論しましょうという流れになったということです。よろしいでしょうか。

(横島委員)

私の説明が不足している部分がありました。手話言語条例は聴覚障害者のためだけではなくありません。他のもろもろの障害の方々のもも入っています。視覚障害の方々もそうですし、中途失聴した聴覚障害の人たちや他の人たちのための条例でもあります。

(平野委員長)

今、横島委員から大変広い見地から考えているという意見がありましたけれども、よろしければ、他の障害をお持ちの方もコミュニケーションの問題、どう考えているかというのを意見いただければと思います。

まず荒井委員、よろしいですか。

(荒井委員)

私も視覚障害者で、まさに情報障害です。私が普段感じていることは、やはり一緒に暮らす地域の方たちの理解がすごく重要だなということを感じます。

それはどういうことかといいますと、視覚障害者というといまだに多くの方々が白い杖を持っていて全く目の見えない人というステレオタイプがとても強いです。視覚障害者にはロービジョンといって全く見えないわけではないけれども、ちゃんと見えるわけでもない、見えにくいという障害のある人たちがすごくたくさんいます。視覚障害者の8割以上はロービジョンだと思っていただいてよいと思います。そのロービジョンの人たちというのは白い杖を持っている人もいれば持っていない人もいます。一人一人視力も視野も見え方も全然違いますから、ロービジョンイコールAというような公式をつくる

ことができない人たちです。なので、すごくそのことが一般社会での理解を難しくしています。多くの人たちのステレオタイプ、視覚障害者イコール杖を持っていて全く目が見えない人というところから外れているので、見えにくいという障害が理解されず、怪しい人、不審者、変な人と理解されることが多いです。

実例を3つほど挙げましょう。ちょっと委員会になじまない表現もあるのですが、私が伝え聞いたとおりにお伝えしたほうがよいと思うので、どうかご容赦ください。

1点目は、ケンタッキーのサンダーおじさんに「すみません」と謝っていたら変な人だと思われた。本人はサンダーおじさんは人だということは分かっているけれども、それが人なのか人形なのかが分からない。

2つ目、これは途中でロービジョンになられた方で訓練を受けて白い杖をついて一人で歩く訓練を受け、それからタブレットの使い方も訓練を受けて一人で外出し始めたときに、優先席で白い杖を持ってタブレットを見ていたら「あいつ、見えてるくせに白い杖なんか持ってずるくない？ ルール違反じゃん」と言われてしまい、それから本当に外出ができなくなってしまったという事例もあります。

3つ目は、お店などで自分が見えるところに商品や値札を近づけて見ていたら不審者だと思われて警備員の方に注意深く見守られたというような事例があります。

これはやはり見えにくいということはこういうことなのだと。見えにくい人たちはこうやって物を見る、見えにくい人たちは、こういうふうに情報コミュニケーションすればスムーズにいくということが地域の方々に分かっていたいただければ、もっとよくなるのではないかと私は思います。なので、ぜひこの委員会などを利用して情報コミュニケーションに困っている視覚障害者、聴覚障害者、精神障害者、発達障害者、知的障害者、その他いろいろな方たちと障害横断的な緩いつながりで一緒に話し合いをして、いい解決策を一つでも多く見つけていきたいというのが私の思いです。ぜひ横島委員ともパソコンのメールでお話しができていて、そういうふうにご一緒にぜひ進めていきたいというのが荒井の今の思いです。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございました。よろしければ、せつかくの機会ですから梶本委員、小島委員、岡田委員からもお話を。情報コミュニケーションということで何か思っていることがあればお願いします。

(梶本委員)

さくら草特別支援学校PTAの梶本れい子です。特別支援学校という名のとおり、私たちの子どもは重複の障害を持っていて、肢体不自由ということもあり、このコミュニケーションというところが非常にできない状態なので、今、荒井委員や横島委員の話を聞いていて、障害が違うとこんなにも違うのかなというのが今、現実です。

私たちの子どもに関してお話をさせていただくと、結局介護者がコミュニケーションの補助をしなければ、全く本人の意思疎通が周りの方とできないというのが現状です。障害によっても本当に様々でお子さんが声を出せる方もいれば、親や先生方等があらかじめ音声を入力した機械を使い、それを本人が押すことによって「ありがとうございました」とか「何々をしてください」といった形でのコミュニケーションは取れるかと思うのですが、手で機械を押すこともできない状態の方もいらっしゃいますので、それが全てにおいていい方法なのかというと、それもまた難しいと思います。

私たちの子どもは、もうすぐ高校を卒業し社会に出ますので、これからこういったコミュニケーション能力を身につけていけばいいのかというのを模索しているのが現状です。本人は表情が豊かということがありますので、不快感や喜びといったことに関しては、表情で推し量れることがあるかと思いますが、例えば、汚い話ですけれども、おしっこがおむつに漏れてしまった、とても不快だ、おむつを替えてほしいということを相手に具体的に伝えることが不可能なので、そういったことをどういうふうにやっていったらいいのかなというのは本当にこれからの課題です。

ですので、本当にこの問題は、すごく難しいなというところが現状ですので、皆様のご意見をいろいろ聞きながら自分がどういった形で関わっていけるかというのを考えていきたいと思っています。以上です。

(小島委員)

埼玉親の会「麦」の小島です。今までの話を伺って、発達障害もそうですが、その障害の程度によってさまざまに困難さが違うということが、全ての障害の方に共通して言えることなのだなということを再確認したところです。

発達障害については、知的な障害の方と共通する部分というものもありますけれども、発達障害の中でも知的な障害がほとんどないにもかかわらず、読字障害とか書字障害がある方が理解されにくいいため、コミュニケーションに支障がある場合があるというのが他の障害の方とは違う部分だと思いました。例えば、字が変形して見えてしまって読みづらいとか、読むことはできてもうまく書けないとか書くのにとっても時間がかかるという方もいます。その方が話す力がある場合、そのできることと苦手なことの大きな差が周囲の方に理解されにくいいため誤解されてしまうなど、そういう独特の障害も発達障害の中には含まれるので、そういう人たちのコミュニケーションの課題についても今後皆さんと話し合う中で考えていきたいと思っています。

(平野委員長)

次に岡田委員、それから難病のある方に関する課題を中野委員、最後に山崎委員にお願いします。

(岡田委員)

精神障害者家族会連絡会の岡田です。精神障害児の場合、先程おっしゃったように日常的にはそんなに困らないようなコミュニケーション能力をもっていらっしゃる方から、本当に人と会うのが怖いということで、コミュニケーションを自ら絶ってしまうような状況の方まで、様々な状況の方がいらっしゃって、そういう自ら絶たざるを得ないような方たちが地域で孤立した状態で家族が抱え込んでいるというのがありまして、今回の計画の中に、アウトリーチの支援を家族支援とともに入れていただいたことは大変大きな進展かなと思っております、大変感謝しています。

日常的に地域で生活していらっしゃる方たちにもいろいろな状況の方がいて、中には、やはり人が怖くて被害的な感情を持っていて視線一つですごく被害的な感情を、この人は私のことを駄目な人と思っているのではないかとか、変な人と思われているのではないかというふうに視線一つでも被害的な感情を膨らませてしまって、うまく気持ちが伝えられなかったり、相手の意思をきちんと読み取れなかったりというような状況に陥ってしまうこともあるのですが、基本的に、そういう方たちが生きづらさを感じているという根っこには、やはり精神障害者への偏見が、根強くあるのかなというふうに思っています。

それは周りがそうだというふうに本人が思い込んでいるというところが一番ネックであって、ご本人と家族自身が精神疾患や精神障害に対しての強い偏見を抱え込んでしまっている状況の中でうまく人とお付き合いができなくなっているということが一番大きな根っこにあるのではないかなと思いますので、直接コミュニケーションに係る課題ではないかもしれませんが、精神疾患や精神障害に対しての正しい知識をなるべく多くの方たちに知っていただくということが、とても大事なことかなと思います。

(中野委員)

NPO法人さいたま市障害難病団体協議会の中野です。梶本委員と重複する部分があるかもしれませんが、身体的能力がすごく低下してしまった方の場合、介助する方とかが、体の一部分の動きによって、その方の感情等を理解し、周りの方とコミュニケーションを取っているという状況はあります。

私は、自閉症協会にも所属させていただいているのですが、人と関わるのが一番苦手とされる障害ですけれども、その中でいろいろな考えがあって、環境の整備ということも大事だという考えもありますし、私のように子どもがもう30になる子の親ですと、慣れていくしかないわけですね。人が1回で慣れることも100回やることによって慣れていくという考えの中で子どもを育ててきたのですが、やはり最終的には地域の方に理解いただくことが大事であると思います。社会に出ていくにあたり、コミュニケーションがネックになってきますので、地域の方に理解いただくことがすごく大切ではないかと思っています。以上です。

(山崎委員)

山崎です。お世話になっています。コミュニケーションということに関しましては、皆さんご存じだと思いますが、世の中で80%以上が視覚から入ってくると聞いています。残りの20%というのが自分たちの体の中にある感覚、五感と言われる一つの感覚を除いたもので私たちは察知しています。

その中でロービジョンの方も含めてですけれども、先天性、生まれつき私のように目が見えなくなり、今は盲学校とは言いませんけれども、小学校1年生のときから大人になるまでマッサージ師、指圧師やいろいろな免許を取るまでの学校、二十過ぎまで1つの学校で学ぶ、そういう人。それと大人になってから目が見えなくなってリハビリテーションセンターで訓練を受ける方たちや中途失明の方たちは、もちろん条件なり生活のパターンは違います。

それまで見えていて、いろいろな一般の方たちと一緒に働いて生活をしていらした方たちと、先天性に生まれついて視覚に障害のある私たちとはまるっきり考えているところと立っているところが違いますけれども、今同じように生活をしているときに何かから情報を得るかという、歩いているときには耳から鼻から、そして、おでこや顔に当たる空気の流れで歩いたり、音声信号機や人の声などに助けてもらいながら歩く。あとは盲導犬、また普段の生活の中では、今、先程からタブレットやパソコンと出ていますけれども、結構高価なものでお金はかかるのですが、音声ソフトを入れた状態でパソコンを立ち上げ、文字ではなく声によってメールをしたり、文章を書いたり資料を読んだり、送っていただいたものも添付で開いて読んだり。その中から点字印刷をし情報を手で触りながら、また耳で聞きながら音声を通じて情報を得ている。新聞もそうですし。

ただ、今、一番不自由だと思うのは、テレビやラジオで聞いていると即座にそのときの情報が得られますけれども、いろいろな情報を新聞で読んでもらったりすると、1日遅れ、2日遅れ、何日遅れというような情報が後から入ってくるものもあります。家族の中でもそうですが、今読んでもらわないと困る、大事な書類が来ているのだけれども、どうしても今すぐというようなときに、盲人夫婦だったり一人で住んでいる場合、どうしても読んでもらえなかったり不自由な思いをします。そのために同行援護やホームヘルパーさんを通して読んでもらったりすることはありますが、その情報のコミュニケーションというのは独り住まいや盲人だけで住んでいる場合は本当に困っています。もちろん銀行やいろいろな券売機に対しても音声がなければ使えない。タッチパネルのようなものではコミュニケーションがうまく取れない、まして自分の銀行のお金を下ろしてもらうのに、銀行で助けてもらったり、代筆等してもらったりすることは、個人情報保護の観点からは、怖さもあります。

ですので、家族で面倒見られる人がいても普段一緒ではなかったりすると、視覚障害者が一人で生活をしていく中でのコミュニケーションというのは本当に取りづらい、取

れていない方もたくさんいて外に出られないことはまだ多いと思います。ですので、先程から伺っていて目から入ってくる情報で本当にコミュニケーションが取れないのは80%あるかなと、今つくづく感じています。

ただ、失礼ですが、いろいろな制度の中で視覚障害者に対して書いてある行というのは1行だったり2行だったり、まだ本当に少ないし、私たち視覚障害者は、ここに役所の方もいらっしゃって申し訳ないと思いますが、もっと荒井委員がおっしゃったように声を出して行って要望を出していかなければいけないと思います。私は視覚障害者はとてもおとなしいと思っています。なぜかといいますと、やはりみんなすごく努力しています、どうにか工夫しようと思っています。ただ、コミュニケーションが本当に取れない中で、費用がすごくかかっていますので、その辺のところは今後どうなっていくのか心配です。

余談になりますが、昨年来、ホームドアの設置も始まっていますが、ものすごく多くの方が亡くなって、盲導犬を連れていてもホームに落ちて亡くなっている方が多い。点字ブロック、今、誘導ブロックといいますけれども、それだけではどうしても歩けず、飛ばされてしまったり、杖を折られてしまったり、盲導犬にいたずらをされてしまったり、線路に落ちてしまって亡くなる方が多いです。ホームドアはJRで数年の間にだいぶできるそうですけれども、さいたま市では、やっとさいたま新都心駅についていますが、そのほかの駅ではついていません。ホームに落ちないとホームドアを設置してもらえないのかと思ってしまいます。音声信号機についても警察では「その音声信号機は1日に何人の視覚障害者が通っていますか」と言われる。「じゃあ、大勢通らないと音声信号機にしてもらえないのですか」と言うと、あとは答えていただけない。こういう現状の中で、やはり一人で杖を持って歩く怖さ、どこでも皆さんたくさんの人が通っているわけではないので、コミュニケーションが取れない怖さはつくづく感じています。余談をお話ししましたけれども、失礼しました。

(平野委員長)

続きまして、滝沢委員、長岡委員、何かご意見等あればお願いします。

(滝沢委員)

消費者被害をなくす会の滝澤と申します。皆さん方のお話を聞いていまして、今回、手話言語条例に関して、障害者が直面しているコミュニケーションに関する課題ということでの意見交流、また、よりよい施策、支援の提案になればという視点から資料を読ませていただいている中で、手話言語法の制定に関する意見書が可決された以降についての進捗状況というのが、それぞれ障害によるコミュニケーションのあり方、その他は100人おられたら100人違うんだということは、多分みんな「そうだよね」という話ですが、それを制度や政策にしたときに、より少しでも多くの方々が、より良くなるのが

一番ということと、障害について理解してもらうためには、どういうふうに情報提供を一般社会にしていけたらいいのかなということを考えながら聞かせていただきました。

先程ICTの活用について、私の祖母などを見ると新幹線が走ったことにびっくりし、貨幣価値が変わったり、今、本当に目の前で世界中の情報が得られることにすごく驚きます。ICTの部分が多くの障害のある方々への手助けとなっているということは、効果で分かっているかと思うのですが、高齢者、またはそれぞれの世代によっても、全員がICTをうまく利用して生きていけるかという、まだまだ今の状況では難しいのではないかということも一方では思いました。

すみません、少し話がまとまりませんが、今私が所属しているところでの仕事から見えてくることでも、やはりその方々が発信していることをきちんと受け止められて、そして、その方々と合意形成ができるようなコミュニケーションでなければ、それは当事者にとっては決して問題解決にならないと思うので、そのあたりで今回のご提案に対して一市民としては、条例になっていくと、どういうことがよりいいのかということをもう少しお聞かせ願いながら意見交換の時間があるといいなというふうに思いました。

(長岡委員)

障害者支援施設「どうかん」の長岡と申します。私どもの事業所では主に知的障害のある方が中心に生活をされているところです。障害のある方が直面しているコミュニケーションの課題という点ですと、知的障害の方は、言葉自体がない方がたくさんいらっしゃいます。それから障害が軽い方で一見言葉が多くというか、豊かな方でも、きちんとしたコミュニケーションが成立しているかという、いろいろと難しいところがあったりします。

そういう重い障害の方のコミュニケーションといいますか、意思確認について、現場の職員は実はすごく的確につかんでいたりします。具合が悪いとか調子が悪いとかいらするとか何で分かるのかと現場の職員に聞いても、大抵の職員は論理的には答えられないのですが、そういう利用者をその職員と一緒に観察すると、例えば表情はもちろんですけども、首筋の筋肉の緊張具合や頬の筋肉の微妙な動きなどを本当に的確に、感覚的なのでしょうか、現場の職員というのは掴んでいたりして感心します。また逆に障害の軽い方で、ある程度言葉が豊かな方に関しては、大抵の職員が話しているのと同じぐらい理解できるだろうと思って同じレベルで話すのですが、そうすると、理解できずに混乱される方がたくさんいらっしゃいます。

よく例えて言うのですが、外国に行って簡単な場所を聞くぐらいだったら私も英語で話せたりするけれども、英語が話せるだろうと思われて、英語でいろいろなことを話しかけられたら、多分パニックを起こすでしょうね。おそらくそれと同じようなことが起きているのだろうと思ったりして、実はそのあたりが周りの人に理解してもらえなくて、あるいは人によっては自分自身のコミュニケーションのつまずきに気付いてなくて困

っていたりするというのを感じます。

ですから、それぞれの障害の特性だけではなくて、その人その人の障害の特性を周りの人に分かって理解していただけたら、どんなにいいことだろうなと思ったりします。

それともう一つ、今、現場で感じている課題の一つが、今年の春に厚生労働省から「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が出されました。入所施設やグループホームなどの暮らす場所での意思決定の場面というのは非常に重要だというのがそのガイドラインの最初のほうに出てきたりして、私たちは暮らしの場の施設なので、よくそういう場面があります。どういうふうにしていこうかというところで、例えば4月からグループホームを新しく建て、利用者一人一人に説明して希望がある方には見学をしていただいたりして、言葉のある方はそれで大体意思表示ができるのですが、障害の重い方はそれだけでは意思表示ができないので、やはり体験で1泊でも2泊でも暮らしていただかないと多分読み取れないだろうということが今、課題となっています。

東田直樹さんという方がいらっしゃいますけれども、本などもいっぱい出されている方で、パニックを起こしているときに、どうせ言っても分からないからと何も聞かれないのが一番つらいみたいな趣旨のことを本に書かれています。うまく答えられない、僕はうまく答えられないけれども、聞いてもらっただけで大切にしてくれているというのを感じるというのが非常にありまして、どんなに障害が重くても一生懸命意志確認をするというのが私たちに求められていると思います。しかし、そこが難しく、課題として感じているところです。以上です。

(齋藤委員)

鴻沼福祉会の齋藤です。皆さんのお話を聞きながら、私は福島智さんという方の本を思い出しました。盲ろうの方ですけれども、耳も聴覚ももちろん音が入りませんし、視覚からの情報も入らなくて、ご自身がそういう状況をブラックホールにいるようなものだということで、福島さんの場合には指点字というものをお母さんがずっと一緒に開発されてコミュニケーションが取れるようになってというお話に触れたときに、コミュニケーションというのは人間にとって本当に自分自身の存在意義を確認するものであり、アイデンティティーを確かめるような本当に人間にとっては欠かせない大事なものだということを痛切に思いました。そういう意味で今、皆様がお話しされてきたいろいろな状況というものの中で、そういう観点からの共通の問題意識を持っていくというのが、とても大事だなというふうに改めて思った次第です。

あわせて、やはり障害による特性というものも必要なこと、そこを乱暴に扱ってはいけないというふうにも思いますので、その両方から丁寧にこの政策委員会の中でも共通認識を積み上げていく議論というのが大切ではないかなと思っています。

特に手話に関しましては、横島委員から身振り手振りの文化というふうなお話があり

ましたけれども、言語だというふうに権利条約の中に書き込まれたのは、それなりにやはり歴史や意味合いがあるのだろうということを私自身は感じていまして、それだけの文化性も持っているものだろうと思います。そういうことも今後の議論の中で共通認識していければなと思っています。

ニュージーランドに行ったときに、とてもびっくりしたのが公用語の中に英語とマオリ語と手話というのが入っていて、クライストチャーチで大地震が起きたときに真っ先にその市長さんの隣に手話通訳者が付いていてインタビューに答えている場面などを見ますと、その国の福祉の度合いといいますか、そういうのも実感させられましたので、あらゆる障害の人にとってそういうものがあると思いますので、そういう水準をさいたま市でどうつくっていくかということのをこれから話し合っていければいいなというふうに思いました。

(平野委員長)

他に何かこれは発言しておきたいという方はどうぞ。今川委員。

(今川委員)

私が市民会議に参加した際に、視聴覚障害のある若い女性がいらっしゃったのですが、普通に生活を送られてはいるが、不自由なこともやはり多くあるようです。ただし、自分からは、あまり大々的に視聴覚障害ですといたくはないとのことでした。

今、妊娠されている方が持てるマタニティマークのように、何かしらの障害がありますというのを、大々的には分からないけれども、近くにいたときにわかるようなものがあつたら、周りに気付いてもらえるのでいいのになというように話をしていました。そういう彼女の気持ち、決して自分からは大々的に言いたくはないけれども、周りの方には気付いてもらいたいという気持ちを形にしてあげたいなというふうに思いました。

(平野委員長)

ありがとうございました。

最後に1つだけ横島委員に確認ですけれども、先程の報告の中でノーマライゼーション条例には足りないところがある、不足しているところがあるという話がありましたが、具体的に今の条例というのはここが足りない、あるいはこういうのが必要だというのがあれば、ちょっと説明していただけますか。

(横島委員)

ノーマライゼーション条例の中に手話言語条例の中身を入れてほしいということではありません。条例というものの趣旨がおそらく違うと思います。確かに情報コミュニケーションに関する部分というのを、このノーマライゼーション条例の中でしっかりと

充実させていただきたいところではあります。けれども、この手話言語条例というものの自体についての理解というのは、まだまだ不足しており、市民の皆さんに手話を言語として普及してほしいというところが趣旨にあります。

例えば社会の中で、誰もが手話を知っているかという、知らない人が多い。9割近くの人たちが手話を知らないという、この社会に対しての条例ということになってきますので、手話言語条例自体には別の意味があります。例えば病院への手話通訳の設置などといった、幅広い意味合いでの条例です。一方、ノーマライゼーション条例は情報コミュニケーションに関する部分を充実させていくというのが目標になってくるのだと思います。

(平野委員長)

ありがとうございました。大変限られた時間ですが、皆さん方からご意見をいただきまして、はっきりしたことはコミュニケーションの問題、障害があることによりコミュニケーションで様々な生きづらさや生活のしづらさを持っているというのは確認できたと思います。それぞれの障害による違いもあるということも確認できたと思います。そして、これを解決していきましょうということも確認できたと思います。

それでは、これからどういう進め方を、ということですが、今回こういう形で提案してもらいましたけれども、今後もう少し議論を深めていきたいと思っています。

今日は高濱委員のほうからITCの活用も含めて考えたほうがいいのではないかと。具体的に困っている状況をどう改善するかということについて、どういう方向でやるかという議論も、もう少し必要なというふうに思っています。今日いただいたご意見を整理して次の30年度にもう一度議論していきたい。そして具体的にどういう方向でやればいいのかということもあわせて議論していきたいと考えています。よろしいでしょうか。

なお、これはちょっと確認、余分な話となり恐縮ですが、条例のことに関しては、これは誤解のないようにあえて説明いたしますけれども、本委員会で議論して了解を得なければ条例制定に関する活動をしてはいけないということでは全くありません。本委員会での議論と障害者の団体としての活動は全く別の問題だと思っています。本委員会で条例がいいとか悪いとか、条例をつくってはいけないとか、そういうことを議論するつもりはありませんので、ご自身が所属する団体の活動は行っていただいて構わないと思います。

本委員会では障害者が直面しているコミュニケーションに係る課題について、いろいろな議論をしていきたいと思っています。その結果として条例は必要だという議論であれば、それは市長に提言していく。そういう理解でよろしいでしょうか。ですから、今日の議論をもう一度整理して次回以降にもう少し深める話をしていきたいというふうに思っています。

はいどうぞ、荒井委員。

(荒井委員)

最後に1点だけ確認をさせてください。事務局からお示しいただいた情報コミュニケーション障害に対する理解を促進するというのは進めていただけると理解をしてよいのでしょうか。

(平野委員長)

私が答えるのはどうかと思いますが、それは計画に記載していますので。計画にコミュニケーションの支援をする、理解をするというのは計画の星印の付いた重要事項になっていますので、これはやってもらわなければ困るということがこの委員会の意見です。よろしいでしょうか。

(荒井委員)

ありがとうございます。それであれば事務局と、この委員会とで、ぜひ一緒に進めたいというふうに思っているのですが、次のときにでもよいので、市にお願いしますではなくて、一緒にやりましょうということでご検討いただく機会などがあったら、すごくありがたいです。以上です。

(平野委員長)

はい、それでは障害者が直面しているコミュニケーションに係る課題については、以上とさせていただきます。

続きまして、(3) 誰もが共に暮らすための市民会議について、(4) 地域生活支援拠点等の整備について、合わせて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害政策課の鈴木でございます。

それでは、「誰もが共に暮らすための市民会議について」ご説明させていただきたいと思っております。

資料5「さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議について」をご覧ください。

平成29年度の市民会議では、主に次期障害者総合支援計画についてご議論いただきましたが、その中で市民会議に対するご意見を多数いただきました。

特に、市民会議の「参加者募集」、「実施方法」、「テーマ」、「反映状況」の4点について多くのご意見をいただきましたので、先日開催いたしました平成29年度第3回市民会議において、改めてご意見をいただいたところでございます。

まず、「参加者募集」についてでございます。

市民会議におきましては、「市民会議への参加者が、当事者、その家族、福祉事業所の関係者に偏っており、一般の方が少ない。」というご意見をいただいております。

市民会議の参加者の募集方法につきましては、公募による事前申し込み制で、年度当初に、市報さいたまに掲載しております。

また、前年の参加者の皆様に、市民会議の参加についてご依頼しているところです。

申込方法については、窓口へ持参、郵送、ファックス又はメールでの送信、ホームページの申込フォームからの申込も可能となっております。

今後につきましては、より幅広い市民の方にご参加いただけるよう、テーマに応じ、関係する方々に直接お声がけをするといったことも含めまして、周知方法等を見直していきたいと考えております。

続きまして、「実施方法」についてでございます。

市民会議におきましては、「市民会議で話し合うテーマをもう少し早く教えてほしい。」「資料が多く、わかりづらい。」といったご意見をいただいております。

市民会議の実施に当たりましては、1か月前を目途に開催通知をお送りしております。開催通知には、開催日時、場所のほか、当日グループ討議を行っていただく主な内容も掲載しております。

また、市民会議当日に使用する資料につきましては、事前にお送りしております。

実施方法につきましては、テーマを事前に把握いただけるよう、引き続き、開催通知等におきまして、早めにお知らせするとともに、より多くの方にご参加いただけるよう、わかりやすい資料の作成に努めてまいりたいと考えています。

次に、「テーマ」についてですが、市民会議におきましては、「限られた討議時間の中、議論が深まるように、もっとテーマを絞ってほしい。」というご意見をいただいております。

テーマにつきましては、これまで障害者総合支援計画や障害者施策等の課題の中から、設定しております。

今後につきましては、より活発な意見交換の場となるよう、できる限り具体的な施策等をテーマとするなど、見直してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、反映状況についてですが、市民会議でいただいたご意見は、「市民会議での意見がどのように市の施策に反映されたかわかりにくい。」というものでございます。

こちらにつきましては、市民会議でのご意見を本委員会に報告させていただき、委員の皆様にご審議いただいた内容、市の施策への反映状況等を一覧にして、わかりやすくお示しする等、見直しを行ってまいりたいと考えております。

「さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議について」のご説明は以上となります。

(事務局)

障害支援課の山田と申します。

「地域生活支援拠点等の整備について」ご説明いたします。お配りしております資料 6 をご覧ください。

地域生活支援拠点等の整備については、次期障害者総合支援計画におきましても 106 ページに記載しているところです。

国の基本指針では、平成 32 年度末までに各市町村または各圏域において少なくとも一つ整備することが目標とされており、本市におきましても、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

地域生活支援拠点等とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、そして障害児者の入所施設や病院からの地域移行を進めるために構築する、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制とされておりますが、主に 5 つの機能の強化を図ることが求められております。

具体的には地域移行や親元からの自立に関する相談などの相談機能、一人暮らしやグループホームの体験などの体験の機会及び場の機能、短期入所の利便性や対応力向上などの緊急時の受入及び対応の機能、専門性を有する人材の確保や養成、連携などの専門性に関する機能、拠点等の運営やコーディネーターの配置などの地域の体制づくりに関する機能などがございます。

こうした機能を持つ、地域生活支援拠点等の具体例といたしまして、栃木県栃木市の事例を掲載させていただきました。栃木市においては、既に障害福祉サービス事業所が多数存在していることから、栃木市障がい児者相談支援センターを中心に、既存の事業所を活用・機能強化する方法で、地域生活支援拠点等を整備することとしております。

具体的に説明いたしますと、相談機能については、特定相談支援事業所の数に対し、一般相談支援事業所が少ないことから、地域移行・地域定着支援に関する研修会を開催し、事業所数の増加を図ることとしております。

また体験の機会及び場の機能については、グループホームが整備されてもすぐに満床となっていたことから、一人暮らしに近い形態のサテライト型住居を活用し、柔軟な体験の機会及び場を提供することとしております。

次に、緊急時の受入及び対応の機能については、満床の短期入所事業所が多く、緊急事態が発生した場合、日頃利用している事業所等に連絡することが多いという状況があったため、緊急時は基幹相談支援センターがコーディネート機能を持ち、夜間等にも対応できる事業所を輪番制で決めたり、短期入所等の空き情報を共有できる仕組みの構築を図ることとしております。

次に専門性に関する機能については、知識や経験の不足から、重度障害者に対する支援を苦手とする事業所が多かったため、事業所にアンケートを行い、支援内容を学ぶ研修を実施することとしております。最後に地域の体制づくりに関する機能については、地域自立支援協議会等において地域課題の確認をしたうえで、基幹相談支援センターがコーディネーターとなって、居住支援に関する機関連携や、重度心身障害者や難病患者

等の支援について医療機関と連携するなど、ネットワークの構築を図ることとしております。

こうした他自治体の事例や、国の考え方を踏まえ、今後、本市の実情に応じた拠点等を整備するにあたっては、まずは現状と課題を把握する必要があると考えております。具体的には、障害者団体等からの要望の整理や、各区役所の支援課及び障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所などに対するヒアリング、社会資源の現状把握、市民会議での意見を基にしたニーズの把握などを予定しております。

市民会議の主な意見としましては、資料6の裏のページになりますが、先日開催されました第3回の市民会議で各機能について多くのご意見をいただきました。

こうしたご意見を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますが、具体的な検討につきましても、国において地域自立支援協議会の場を活用することが示されておりますので、地域自立支援協議会を中心に議論を深めてまいりたいと考えております。

(平野委員長)

ありがとうございました。2つまとめてご説明いただきました。

資料5については市民会議、これはさいたま市独自のものです、全国に誇っていいと思いますけれども、市民が直接話し合うような組織を持っているというのは、さいたま市ぐらいで、他にはないようなものですけれども、この市民会議を今後どうするのか、もっと広げたほうがいいのではないかとということも含めて、3月10日に議論してもらいました。その結果、資料5にあります意見が出まして、今後この政策委員会でもどうすればいいのかということを考えていきたいということの提案で、それが1点目です。

資料6は地域生活支援拠点、ちょっと分かりづらいですけれども、別に新しい建物を作るとかいうことではなくて、こういう機能を持ったもの、地域でいろいろな生活、緊急時に対応できたり、相談できたり、ワンストップサービスといった機能を持ったものを今後つくっていきましょうと。こういうのをつくることによって地域で何かあったときにすぐに対応してもらえる、そのようなものをつくりましょうという提案ですから、別に全く新しいものをつくるというわけではありません。栃木市では既存のものを繋いでいくというネットワークです。計画にも重点事項にも入れていますので、今後検討していきたいという提案ですけれども、既に市民会議でもいろいろな話が出ています。さいたま市らしいもの、さいたま市らしい地域生活支援拠点づくりを進めていきたいということです。これは30年度からの議論になっていくと思いますけれども、なにかございますか。

(梶本委員)

さくら草特別支援学校PTAの梶本です。資料6のさいたま市の地域生活支援拠点等

の整備についてですが、先日、市民会議に参加させていただいたときもお話しさせていただいたのですが、ここに医療が一つも入っていません。障害者に関してですけれども、療育センター等を経てそれぞれ特別支援学校に入学し、高校3年生までお世話になり、そこを卒業するわけですけれども、その前に15歳までが小児科です。16歳以上は小児科ではなくなる。そういったときに療育センターに入っていると何となく気持ちが安心して、そのまま療育センターにお世話になっているからいいやとなってしまうと、実際に15歳以上を過ぎたときに、どこの病院にかかったらいいのだろうと。療育センターは18歳までで、そこを出されてしまったときに、どこの病院にかかったらいいのだろうということが実際に起きていて、保護者の方の悩みの種になっています。

さいたま市でも市立病院と医療機関は優秀なところが多々あるかと思しますので、やはり私から言わせていただくと、どうしても障害児になってしまいますけれども、医療機関との連携、先程の緊急の待機入所の件もありましたけれども、待機入所も、できたら病院のほうで待機入所ができるような、特に今医療ケアを必要としているお子さんが増えていますので、そういった意味も含めて本当に緊急のときに今までお世話になっているデイサービスといったところではなくて、病院に直接お世話になれるということがとても保護者の方は安心できると思います。そういったことも含めて連携ネットワーク、これはあくまでも栃木市の例ではありますけれども、そういった場所の中の本当に地域生活支援拠点との整備の中には、ぜひとも医療のところも入れていただきたいと思えます。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。

質問です。これは視覚障害者も対象になっているのでしょうか。

(平野委員長)

確認のために。当然ですよ。

(事務局)

障害支援課の山田です。当然、視覚障害者の方も対象になっています。全ての障害者(児)の方が対象になっています。医療の連携につきましても、今のところ何が正解か決まっているわけではないので、さいたま市としてどういうふうにしていくかというのは、今後検討させていただく上での課題とさせていただきます。

(荒井委員)

ありがとうございます。視覚障害者の場合、一番困ってしまうのは、どういう障害の方でも受け入れますよ、だけど、視覚障害のことを分かる人はいませんというのが一番

困るわけですね。視覚障害者として希望することは3つあります。

1つ目は視覚障害に特化した医療機関、リハビリテーション機関、教育機関、それから労働へと確実につなぐ仕組み、2つ目として視覚障害者に特化した専門性のある相談ができる場所と人、3つ目として地域の理解という、3つです。

次年度以降の課題として検討していただけたらありがたく思います。以上です。

(事務局)

はい、障害支援課の山田です。医療機関やつなぐ仕組み、もしくは相談というところについては、地域生活支援拠点等の整備について検討していく中で議論していけると思いますが、地域の理解ということにつきましては、別の機会でもできるのではないかと思いますので、今後検討していきたいと思います。

(平野委員長)

今後の検討課題ということですね。場合によっては、さいたま市独特でそういうのも、どこまでやれるか別として、あってもいいのかもしれませんが。よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、続いて議題のほうで報告事項が幾つかあります。その他ということで、(1)平成30年度予算の概要についてと、それから(2)、重度心身障害児の医療費の変更点について、2つ合わせて報告をお願いします。

(事務局)

まず、その他(1)平成30年度予算の概要について、先の市議会2月定例会において、本市の平成30年度予算が可決されましたので、その概要についてご説明させていただきます。

資料7「平成30年度予算案の概要～障害福祉関係予算抜粋版～」をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。

まず、予算の全体像でございますが、予算規模といたしましては、一般会計の総額が約5,545億円、国民健康保険や介護保険などの特別会計が約3,087億円、上下水道や病院などの企業会計が約1,306億円で、全会計の総額は約9,938億円となっております。一般会計は前年度と比べて4.6%の増額となっております。これは、大宮区役所新庁舎整備事業等の影響によるものでございます。

2ページ目は、予算の総括表でございます。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、3ページは、一般会計の歳入の内訳、その次の4ページは市税収入の内訳とその推移、さらに、1枚おめくりいただきまして、5ページと6ページにつきましては、歳出をそれぞれ目的別、性質別に分類したものとなっておりますので、後ほどご

覧いただければと存じます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

本市では各局や区役所ごとに、その年度の運営方針を定めております。本日は、保健福祉局の運営方針のうち、障害福祉分野に関連するところについて、ご説明いたします。

まず資料の9ページをお願いいたします。

9ページ中ほどになりますが、(4)「障害者支援」といたしまして、障害のある方に対する理解促進、差別の解消や虐待の防止、相談支援体制の強化、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築、就労支援、発達障害者支援の必要性等を掲げさせていただいております。

続きまして、12ページから17ページにつきましては、保健福祉局の主要事業として、局の担う分野を7つの柱に分け、取組を進めていくこととしております。

14ページをお願いいたします。

このうち14ページ下段におきまして、(4)「ノーマライゼーションの理念に基づく環境を整備します。」、ということで、「総合振興計画」や、「しあわせ倍増プラン2017」、「さいたま市成長加速化戦略」などの市の計画に基づきまして、ノーマライゼーション条例及びその理念の普及啓発のためのイベントの開催やグループホームの整備等を実施してまいります。

この中で新規事業となりますが、障害者の文化芸術活動の活性化を図り、障害者の社会参加を推進するため、地域の芸術家等の派遣による文化芸術活動を支援する実施するとともに、15ページの25番になりますが、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を行ってまいります。

また、拡大事業といたしまして同じページの23番、日常生活用具の給付等事業でございますが、紙おむつの支給対象を重度の知的障害者にも拡大いたします。

続きまして、18ページは、見直し事業の一覧でございます。

そして、19ページから27ページにつきましては、保健福祉局福祉部で実施する障害福祉関係の事業の内容と予算額を抜粋したものでございます。詳細につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。もう1点は年金医療課からご説明いたします。

(事務局)

年金医療課の大久保と申します。また、日頃より本市の福祉医療事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日は、埼玉県が重度心身障害者医療費支給制度について制度の見直しを行うということで、去る2月14日に説明会を開催しました。その内容についてご報告をいたします。お配りしています資料8「埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業の変更点について

て」をご覧ください。

まず1、本事業の概要ですが、(1)としまして助成対象者がありまして、1点目が身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方、2つ目が療育手帳丸A、A、Bをお持ちの方、3点目が精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、ただ、この制度におきましては、精神病床への入院費用については対象外となっています。4点目が後期高齢者医療制度の障害認定者でございます。

4種類の資格がありますが、平成27年の1月以降に65歳以上で新たに今申しあげました4つに該当する障害をお持ちの方につきましては対象外ということになっています。また、現在の所得制限はない状態で実施しています。また、お医者さんの窓口でお支払い、負担いただく自己負担金については現在ございません。

そこで今回、説明がありました県の制度変更の内容でございますが、資料8では2の(1)になりますが、対象となる方を真に経済的な給付を必要とする低所得者の方に限定して負担の公平性を図る必要があることから所得制限を導入したいということでございます。先程所得制限はないですよと言いましたが、導入したいということでございます。所得の基準につきましては、国の特別障害者手当に準拠したいということで、また所得を判定する対象ですが、障害の手帳をお持ちの方、本人のみという形を考えています。詳しい内容につきましては、資料8の裏面に、埼玉県が説明会で配布しました内容をそのまま写して持ってまいりました。いろいろ例が載っておりますが、こちらが埼玉県が考えている所得制限の内容でございます。

続きまして資料の表面に戻っていただきまして(2)ですが、変更の時期ですけれども、平成31年1月1日から変更したいということです。平成31年1月1日と申しますのは、この日以降に新規で先程申しあげました手帳を取得された方から順次実施するということです。

現在既にこの制度の対象となる資格をお持ちの方につきましては、昨年一斉に更新をしまして5年間有効だという資格証を交付しています。そのため平成34年10月1日以降から今、資格をお持ちの方については所得制限を対象にしたいと考えています。以上が埼玉県が発表した制度の内容です。

今回の埼玉県の見直しを受けまして、さいたま市としてどのように対応するかにつきましては、現在検討中ですが、心身障害者の方の経済的負担を軽減し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として実施しておりますこの事業ですが、将来にわたって続けていける持続可能な制度となるよう適切に対応していきたいと考えているところで、簡単ですが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

(平野委員長)

ありがとうございました。

最初に資料7でさいたま市の平成30年度の予算の概要、それから次の議題として、

埼玉県において重度心身障害者の医療費の助成制度に所得制限を導入したいということで、さいたま市の対応が確定しているわけではないのですが、埼玉県についてはこういう方向で、来年の1月1日以降から実施していきたいと。現在既に対象となっている方については平成34年度から実施していくという説明であったと思います。

何かご質問なり、ご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、事務局のほうから何か連絡事項ありますか。

(事務局)

はい、事務局でございます。

今回の委員会は平成29年度最後の委員会となりますので、閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。

皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中にもかかわらず、この第3回の委員会にご出席いただくとともに、この一年間、3回にわたるワーキンググループ、委員会の開催及び会議の運営に、多大なるご協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

皆様からのお力添えをいただきまして、次期障害者総合支援計画を策定することができました。改めまして、心よりお礼申し上げます。

今後は、皆様からいただいた、たくさんの貴重なご意見を踏まえまして、この計画の実施に全力で取り組み、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、邁進してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き、本市の障害福祉政策の更なる発展に是非とも、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。1年間本当にありがとうございました。

なお、次回の平成30年度第4回障害者政策委員会につきましては、詳細が決まり次第ご連絡いたしますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

(平野委員長)

それでは以上をもちまして、第3回さいたま市障害者政策委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。